

山梨県防災拠点整備基本構想【改定版】

令和5年5月

山梨県

はじめに

山梨県は、平成 14 年 2 月に本県の防災拠点整備の基本的な考え方や必要な機能とそれらの整備の方向性を示すものとして「山梨県防災拠点整備基本構想」を策定し、防災拠点の整備を進めてきた。

一方、この構想の策定から約 20 年が経過する中で、インフラ整備の充実や情報通信技術の進展など防災拠点を取り巻く環境は刻々と変化してきた。

また、構想策定からこれまでの間、わが国では多くの災害が発生し、その対応から得られた教訓から、法整備や制度の見直しが行われ、防災体制の強化が図られてきた。

こうした経緯を踏まえ、激甚化・頻発化する災害に的確かつ円滑に対応するため、本県の防災体制のさらなる強化を図る観点から、その基盤となる防災拠点の今後の整備の方向性を示すものとなる構想の見直しを行うこととした。

目次

第1章 山梨県防災拠点整備基本構想の見直し	1
1. 見直しの経緯	1
2. 検討会委員	1
3. 検討会の開催概要	2
第2章 旧構想の概要	5
1. 防災拠点に必要な機能.....	5
2. 防災拠点整備の基本的考え方	6
3. 機能別の整備の方向性.....	7
4. 各機能の整備方針	8
5. これからの拠点施設と防災体制（将来構想）	8
第3章 旧構想策定後の拠点整備・取り組み	9
1. 機能別の拠点整備・取り組みの状況	9
2. 旧構想における将来構想と現状.....	10
第4章 防災拠点を取り巻く環境の変化.....	26
1. 道路ネットワークの充実.....	26
2. 県内外で発生した災害から得られた教訓を踏まえた防災体制の強化	28
3. 本県防災拠点が抱える災害リスク	28
第5章 防災拠点に望まれる機能と現状の課題、機能強化に向けた整備の方向性 .	37
1. 防災拠点に望まれる機能.....	37
2. 現状の防災拠点の課題.....	38
3. 今後の防災拠点整備の基本的考え方	42
4. 機能別の整備の方向性.....	42

第1章 山梨県防災拠点整備基本構想の見直し

1. 見直しの経緯

山梨県防災拠点整備基本構想（平成14年2月）（以下「旧構想」という。）の策定から20年が経過する中で、防災拠点を取り巻く環境の変化等を踏まえ、本県の防災体制のさらなる強化を図る観点から、構想を見直すこととした。

見直しに当たっては、有識者等から幅広く意見聴取することを目的として、「山梨県防災拠点整備基本構想の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、検討を行った。

検討会においては、防災拠点の現状と課題やそれらを踏まえた防災拠点整備の基本的考え方と必要な機能、各機能の整備の方向性について各委員の専門的知見から意見を聴取し、県において構想の見直しを行うこととした。

2. 検討会委員

検討会の委員は、災害時に実際に防災拠点を使用することが想定される関係機関の実務者や災害対策・災害医療の分野の専門家、市町村関係者らを選出した。

図表 1 山梨県防災拠点整備基本構想の見直しに関する検討会委員一覧

氏名	所属・役職
石峯 康浩	山梨県富士山科学研究所 主幹研究員
岩瀬 史明	(地独)山梨県立病院機構山梨県立中央病院 救急業務統括部長
大塚 慎太郎	陸上自衛隊 第1特科隊長 ※第1回
奥秋 一俊	山梨県町村会 (小菅村 総務課長)
窪田 豊	山梨県警察本部 警備部長
◎齊藤 成彦	山梨大学地域防災・マネジメント研究センター センター長
坂本 竜也	山梨県消防長会 会長
坂本 宗隆	山梨県倉庫協会 会長
坂本 幸晴	(一社)山梨県トラック協会 会長
田邊 譲二	(一社)山梨県医師会 理事
富永 將文	陸上自衛隊 第1特科隊長 ※第2回以降
花輪 俊明	山梨県市長会 (南アルプス市 総務部長)

藤本 文彦	山梨県石油協同組合 専務理事
山下 博史	山梨県防災安全センター センター長

◎は座長（敬称略、五十音順）

3. 検討会の開催概要

図表 2 検討会の開催概要

	開催日時・場所	議題
第1回	令和4年7月27日（水）10:00～12:00 山梨県防災新館4階 403会議室	1. 検討の概要 2. 旧構想の概要 3. 本検討会における意見聴取事項 4. 本県防災拠点の現状
第2回	令和4年10月17日（月）15:00～16:25 ベルクラシック甲府2階 ヴィクトリア	1. 第1回検討会における確認事項 2. 本県防災拠点の災害リスク評価 3. 本県防災拠点の機能強化に向けた方向性（案）
第3回	令和4年12月20日（火）10:00～11:25 ベルクラシック甲府2階 ヴィクトリア	1. 第2回検討会における確認事項 2. 山梨県防災拠点整備基本構想の見直しの概要（案） 3. 「山梨県防災拠点整備基本構想（改定版）」骨子案
第4回	令和5年3月8日（水）15:00～16:20 山梨県防災新館1階 オープンスクエア	1. 「山梨県防災拠点整備基本構想（改定版）」（案）

(参考) 県の防災上の役割

構想を見直すに当たり、その前提となる県の防災上の役割について整理する。

災害対策基本法や地域防災計画などにおける防災上の県の役割は、広域的な地方公共団体として、自ら防災に関する対策を実施するとともに、市町村の業務の実施を助け、かつその総合調整を行うことである。

防災活動は、大きく分けて平時の「災害予防」、発災時の「災害応急対策」、「復旧・復興」の3つの段階がある。それぞれの段階において、県は、国・他の都道府県・市町村・その他防災関係機関と相互に協力・連携することが求められる。

図表 3 (参考) 災害対策基本法における都道府県の責務

責務に係る規定

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 (略)

(都道府県の応急措置)

第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2・3 (略)

主な役割

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ○防災教育の実施(第47条の2) | ○他の都道府県知事への応援の要求(第74条の2) |
| ○防災訓練の実施(第48条) | ○内閣総理大臣への応援の要求(第74条の3) |
| ○防災に必要な物資及び資材の備蓄等(第49条) | ○災害時における交通の規制(公安委員会)(第76条) |
| ○従事・協力命令(第71条) | ○自衛隊への災害派遣要請(自衛隊法第83条) |
| ○市町村長への指示(第72条) | ○物資又は資材の供給の要請等(第86条の16) |

図表 4 (参考) 災害対策基本法における市町村の責務

責務に係る規定	
<p>(市町村の責務) 第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、<u>当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(市町村の応急措置) 第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「<u>応急措置</u>」という。)をすみやかに実施しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	
主な役割	
<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育の実施(第47条の2) ○防災訓練の実施(第48条) ○防災に必要な物資及び資材の備蓄等(第49条) ○指定緊急避難場所の指定(第49条の4) ○指定避難所の指定(第49条の7) ○避難行動要支援者名簿の作成(第49条の10) 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別避難計画の作成(第49条の14) ○避難指示等(第60条) ○警戒区域の設定(第63条) ○都道府県知事等に対する応援の要求(第68条) ○物資又は資材の供給の要請等(第86条の16) ○罹災証明書の交付(第90条の2)

図表 5 (参考) 災害対策基本法における国の責務

責務に係る規定	
<p>(国の責務) 第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、<u>国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。</u></p> <p>2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定行政機関の長等の応急措置) 第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、<u>都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	
主な役割	
<ul style="list-style-type: none"> ○特定災害対策本部の設置(第23条の3) ○非常災害対策本部の設置(第24条) ○緊急災害対策本部の設置(第28条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助(第94条) ○災害に対処するための国の財政上の措置(第100条) ○災害緊急事態の布告(第105条)

第2章 旧構想の概要

本章では、旧構想の概要を整理する。

1. 防災拠点に必要な機能

旧構想においては、災害による直接的な被害を最小限にとどめ、かつ避難活動や社会機能障害などによる間接的な混乱等を速やかに収束させ、いち早く復旧・復興につなげていくためには、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階に分類される防災活動のうち、特に災害予防及び災害応急対策の段階での対応を充実させる必要がある。

災害予防対応と必要な機能として、「復旧・復興のための平常時における事前の体制整備」や「災害の応急対策のための施設・設備の整備・充実」といった全般的な対応のほか、具体的対応策として、

- ・災害の応急対策のための食料・医薬品・資機材等の整備充実(物資備蓄関係)
- ・消防職・団員のための教育訓練の実施(訓練研修関係)
- ・防災思想・知識の普及、県民レベルの防災訓練の実施(普及啓発関係)

などが挙げられる。

災害応急対策の段階においては、

- ・警戒情報等の伝達、事前避難等の災害の未然防止、被害情報などの収集・伝達、社会的混乱防止のための情報伝達、応急対策のための活動体制・応援体制の確立(情報の収集・整理・伝達関係)
- ・災害拡大防止のための災害防止活動、救急・援助・医療活動、緊急輸送、食料・飲料・生活物資の確保(輸送関係)
- ・避難場所への誘導、救護所の開設、仮設トイレ設置・廃棄物処理、防疫活動・遺体処理、応急仮設住宅の提供(救援関係)

などの措置が求められる。

このような予防的・応急的対応に必要な機能として、次の7つが示された。

- ・災害発生時の情報収集及び応急対応時等における指揮拠点としての「総合監理機能」
- ・食料・医薬品・防災資機材などの「物資備蓄機能」
- ・災害発生時の救援物資の集積、配送の拠点となる「輸送中継機能」
- ・消防防災ヘリコプター基地と応援ヘリコプター駐留地の「航空基地機能」
- ・応援に入る救助要員の集結、派遣の拠点となる「救助要員集結・派遣機能」
- ・災害応急活動等に従事する消防職・団員のための「訓練研修機能」
- ・県民の防災意識の高揚・防災学習のための「普及啓発機能」

2. 防災拠点整備の基本的考え方

防災拠点の整備手法としては、大きく分けて次のような方向性がある。

- ・様々な機能を1箇所にまとめ、各種防災対応を一元的に実施する「集約型」
- ・それぞれの機能を各地に独立させ、立地条件や県有施設の状況等に応じて必要な機能を整備する「分散型」
- ・複数の機能をまとめて整備することにより、施設・設備の有効利用を図る「併設型」

本県は、周囲を急峻な峰々に囲まれ、地震、豪雨、崖崩れなど多種の自然災害が発生しやすい条件下にあるため、特に大規模災害発生時には交通遮断等が発生することが予想され、集約型による機能集中はリスクが高い。

また、近年の経済情勢や既存の防災施設の現況をも考慮し、本県の防災拠点は、一部機能併設を取り入れた分散型で整備することとする。

なお、ここでいう一部機能併設とは、各機能の整備を進める際には、分散整備の考え方を基本としつつ、それぞれの機能の相互補完性や併設の必要性などに鑑み、より合理的な整備を行うとするものである。

3. 機能別の整備の方向性

各機能の主な整備の方向性は次表のとおりである。

図表 6 旧構想における機能別の主な整備の方向性

機能	主な整備の方向性
総合監理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現有施設・組織において、情報収集・伝達機能の一層の高度化に向けて災害対策本部体制の充実を図る。 ・ 合同庁舎や他の公共施設の活用などを含め、現有施設が被災した場合に総合監理機能を補完できる代替機能の整備を検討する。
物資備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、引き続き防災安全センター等を活用しながらの応援資機材等の適正な備蓄の在り方について検証を行うとともに、流通関係団体との生活必需品の調達に関する協定締結等を推進する。
輸送中継	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路沿いの都市公園等既存施設を活用し、中継に必要な施設設備の整備を含めた拠点整備の検討を進める。 ・ 災害発生箇所に応じた柔軟で効率的な対応を行い、危険分散を図るため、県内に複数の中継拠点を確保する。
航空基地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現有施設を平常時の消防防災ヘリコプター基地として活用する。 ・ 応援ヘリコプターの駐留地を、宿泊施設等の必要施設が利用できる消防学校に併設して整備する。
救助要員 集結・派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送中継機能と一体的に、都市公園等の既存施設を活用しながら整備に向けた検討を進める。 ・ 災害対策本部等との通信手段の確保について検討する。
訓練研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防学校は拠点整備における緊急課題と位置づけ、整備に当たっては現有施設も含め県有財産(土地・施設)の有効利用を検討する。 ・ 国の基準を満たし、高度化する災害救助活動に対応でき、女性職員の入校にも対応し得る施設整備やカリキュラムの充実を図る。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域の自主防災組織をはじめ、ボランティアや子どもなど幅広い住民への防災知識・技能の普及のため、防災安全センターの機能強化を図る。 ・ 新しい防災指導車等を活用し、施設外における普及啓発を積極的に行う。 ・ 防災知識の普及や訓練などの実践的な活動を充実する。

4. 各機能の整備方針

各機能について、次の方針により、必要性の高いものから段階的に整備を行うこととする。

- 現在の施設では十分に対応できず、早急に整備が必要なもの
 - ・訓練研修機能（消防学校）の整備
 - ・教育訓練施設を有効活用した応援ヘリコプター駐留機能の整備
- 代替できる施設はあるが、機能強化が必要なもの
 - ・物資備蓄機能の充実
 - ・普及啓発機能（防災安全センター）の機能強化
 - ・都市公園など既存施設を活用した輸送中継・救助要員集結派遣機能の整備
- 十分とはいえないが一定の機能を持つ施設があるもの
 - ・総合監理機能の充実・強化
 - ・総合監理機能を補完・代替施設の整備

5. これからの拠点施設と防災体制（将来構想）

将来構想として次表のような整備を検討していく。

図表 7 旧構想における機能別の防災拠点の将来構想

機能	現状	将来
総合監理	県庁	県庁 (代替施設の新設検討)
物資備蓄	防災安全センターなど	防災安全センターなど
輸送中継	防災安全センター	県内6箇所程度 (防災安全センターを含む)
航空基地 (防災ヘリコプター基地)	航空基地(航空学園内)	航空基地(航空学園内)
航空基地 (応援ヘリコプター駐留地)	—	県有財産を活用した整備 (消防学校に併設)
救助要員集結・派遣	—	県内6箇所程度
訓練研修	消防学校	県有財産を活用した整備 (応援ヘリコプター駐留地を併設)
普及啓発	防災安全センター	防災安全センター (施設外での活動も強化)

※下線部分は新たな整備箇所

第3章 旧構想策定後の拠点整備・取り組み

1. 機能別の拠点整備・取り組みの状況

県は、旧構想やその後の必要性を踏まえ、防災拠点の整備や民間事業者との協定の締結等を進めてきた。具体的には、各機能について、次表のような整備や取り組みを実施し、防災拠点の機能及び防災体制の強化を図ってきた。

図表 8 旧構想策定後の主な拠点整備・取り組み内容

機能	主な整備・取り組み内容
総合監理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災新館の新築 ・ 合同庁舎を本庁舎使用不能時の代替施設に位置付け ・ 総合防災情報システム¹の導入 ・ ドローンや SNS を活用した情報収集
物資備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策用資機材等の備蓄 ・ 食料や水、生活必需品確保のための民間事業者との協定締結（流通備蓄）
輸送中継	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイメッセ山梨の拠点への位置づけ ・ 民間事業者との協定締結 <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資拠点確保のための協定（3 団体・社：12 拠点） ・ 荷役作業等に必要な資機材確保のための協定（3 社） ・ 物資輸送のための協定（2 団体）
航空基地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援ヘリコプター活動拠点の確保等のための協定締結 ・ 場外離着陸場（48 箇所）、緊急離着陸場（125 箇所）の確保 ・ 県警との格納庫の相互利用等に関する覚書の取り交わし
救助要員 集結・派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園等の活動拠点への位置づけ（11 拠点） ・ 部隊受入に当たっての都市公園の整備 ・ 受援計画の策定
訓練研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防学校の新築（国基準への適合、女性入校への対応） ・ 必要に応じた消防学校の教育訓練内容の見直し
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震体験コーナー、防災体験学習コーナーの整備 ・ 地震体験車の導入など出張形式の普及啓発活動の充実 ・ ホームページの開設
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線施設の拡充（救助要員集結・派遣拠点等への設置）

¹ 気象情報や避難情報、被害情報等の集約、関係機関との情報共有、住民への情報発信を目的としたクラウド型のシステム

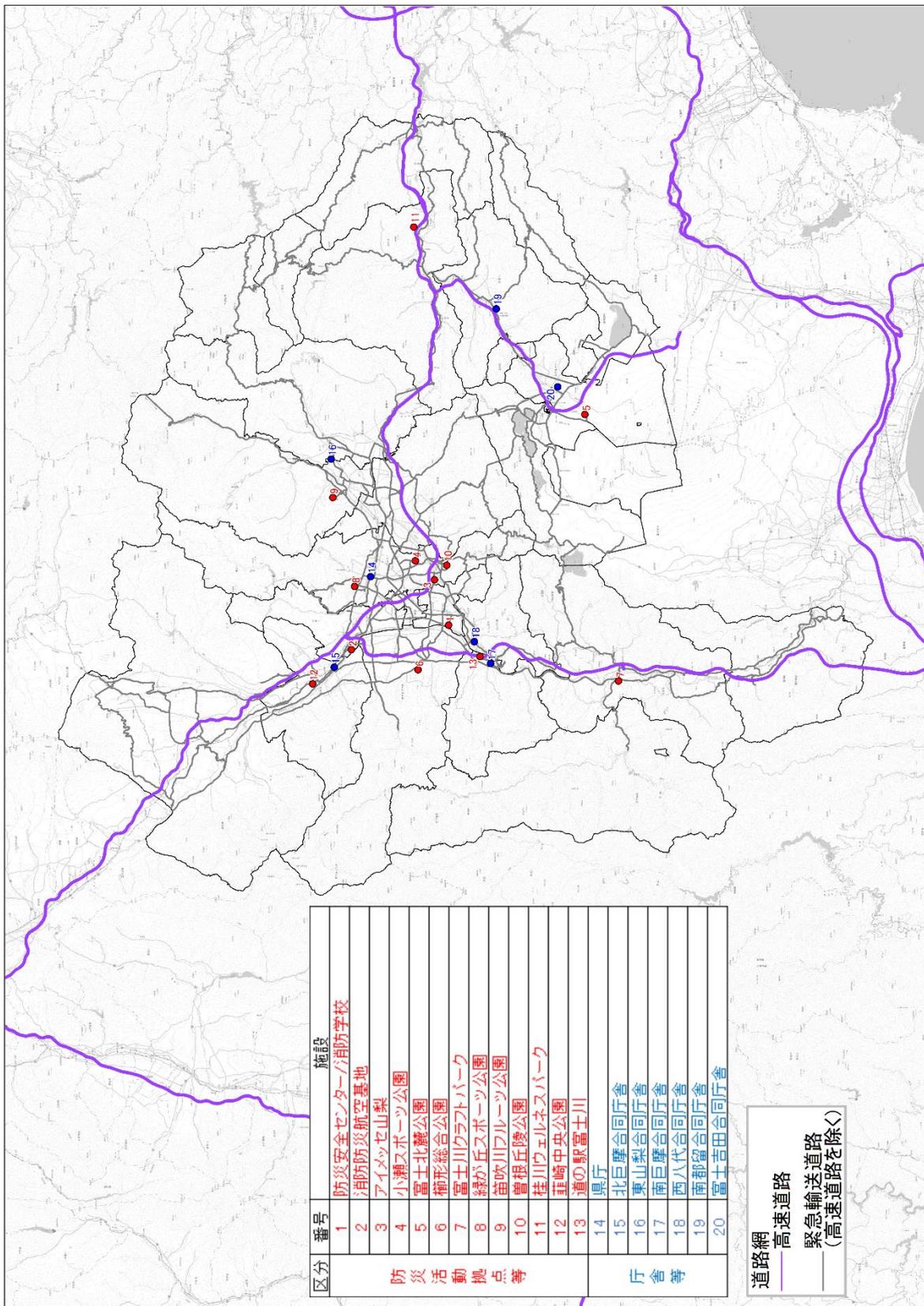
2. 旧構想における将来構想と現状

旧構想における防災拠点の将来構想（第2章5）について、現在の整備状況を整理すると次のとおりであり、概ね将来構想に沿った整備を行ってきた。

図表 9 旧構想における将来構想と現状の比較

機能	平成 14 年の状況	将来構想（旧構想）	令和 4 年の状況
総合 監理	県庁（北別館）	県庁 （ <u>代替施設の新設検討</u> ）	県庁（ <u>防災新館</u> ） （ <u>合同庁舎を代替施設に 位置付け</u> ）
物資 備蓄	防災安全センター	防災安全センターなど	防災安全センター、 <u>県庁</u> 、 <u>合同庁舎</u> （4 箇所）
輸送 中継	防災安全センター	<u>県内 6 箇所程度</u> （ <u>防災安全センターを含む</u> ）	<u>アイメッセ山梨</u> 、 <u>民間倉庫等 12 箇所</u>
航空 基地	航空基地 （航空学園内）	航空基地（航空学園内） （ <u>応援ヘリコプター駐留地は消防 学校に併設</u> ）	航空基地（航空学園内） （ <u>応援ヘリコプター駐留地は協 定により学園施設を使用</u> ）
救助要員 集結・派遣	—	<u>県内 6 箇所程度</u>	<u>都市公園等 11 箇所</u>
訓練 研修	（旧）消防学校	<u>県有財産を活用した整備</u> （ <u>応援ヘリコプター駐留地を併設</u> ）	（ <u>新</u> ）消防学校
普及 啓発	防災安全センター	防災安全センター （ <u>施設外での活動も強化</u> ）	防災安全センター

図表 10 防災拠点の位置関係



(1) 総合監理機能

平成14年時点では、北別館の6階にその機能が置かれていたが、災害対策本部を設置するに当たっての面積や設備の不足が指摘されており、旧構想において、災害対策本部体制の充実を図ることや合同庁舎等の活用を含め、県庁舎が被災した場合の代替機能の整備を検討することが示された。

現状では、平成25年に防災新館が竣工し、防災局や県土整備部（治水課・砂防課）の災害対応関係所属の執務室が集約され、災害対策本部関係の執務スペースも確保した（一部を除き平時は会議室として使用）。また、各合同庁舎を本庁舎使用不能時の代替施設として位置付けている。さらに、災害情報の収集・共有手段として総合防災情報システムの導入や、災害発生時の情報収集手段としてドローンやSNSの活用などの取り組みが行われてきた。

【施設概要】 山梨県防災新館

所在地 甲府市丸の内1-6-1 完成 平成25年8月30日

延床面積 28,684 m²

建物の構造 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造） 地下2階 地上9階

備考 非常用発電機、非常用汚水層等

【用途】

・B2F～B1F：駐車場、倉庫等

1F：県民利用施設（オープンスクエア、カフェ、ジュエリーミュージアム）

2F～4F：山梨県防災局、県土整備部（砂防課・治水課）、教育委員会、会議室

5F～9F：山梨県警察本部

RF：ヘリポート

・災害対策本部設置時は3～4Fを災害対応に使用

【その他】

北巨摩、東山梨、南巨摩、西八代、南都留、富士吉田の各合同庁舎を本庁舎使用不能時の代替施設に位置づけ



山梨県防災新館

流通備蓄として、食料や水、生活必需品の確保のための民間事業者との協定を締結している（令和4年7月現在の協定締結先：40事業者（資機材等の調達に関する協定を含む））。

図表 12 物資備蓄の状況（合同庁舎）



敷地内に設置された備蓄倉庫（東山梨合同庁舎）



備蓄物資
（南巨摩合同庁舎）



備蓄物資
（南都留合同庁舎）

（3）輸送中継機能

平成14年時点では、防災安全センターを拠点としていたが、旧構想において、県内複数箇所に既存施設を活用した拠点整備の検討を進めることとされた。

現状では、県有施設であるアイメッセ山梨に加え、民間事業者との協定により複数拠点（民間倉庫12箇所（中北地域7箇所、富士・東部地域5箇所））を確保し、一定のリスク分散がされている。

なお、アイメッセ山梨は大規模展示場であり、物流施設ではないが、物資の受け入れに必要な広大なスペースを有しており、かつ、展示場であることから物資の搬出入を想定した構造となっている。災害時においては、民間事業者との協定によりフォークリフト等必要な資機材を調達する体制を確保している。また、中

中央自動車道や新山梨環状道路などの主要道路からのアクセスが良好であり、これらを踏まえれば、アイメッセ山梨は拠点としての有用性は高い。

【アイメッセ山梨の施設概要】

名称	山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨		
供用開始	平成7年		
敷地面積	25,760㎡	建築面積	7,678㎡
展示場	全面利用時 4,860㎡ 2/3利用 3,240㎡	1/3利用	1,620㎡
延べ床面積	9,945㎡		
屋外展示場	1,080㎡		
主催者控室	3部屋 (23㎡×3)		
会議室	大会議室 160席 (212㎡)		
駐車場	第1駐車場 (構内) 約250台 第2駐車場 (東側隣接地) 約470台 第3駐車場 (NEC西側) 約430台 合計 1,150台		
その他	交流サロン 150席 (293㎡) エントランスホール (12面マルチビジョン有) (466㎡)		



外観と展示場内

(4) 航空基地機能

平成 14 年時点も、現在と変わらず日本航空学園内の消防防災航空基地（航空基地）が拠点となっていた。

旧構想においては、引き続き現有施設を消防防災ヘリコプターの基地として活用するとともに、応援ヘリコプター駐留地については、消防学校（訓練研修機能）に併設して整備するとされた。また、バックアップ的な位置づけで、場外離着陸場等の確保に努めることとされた。

現状では、応援ヘリコプターの駐留地についても、日本航空学園との協定により、同学園内の施設を活用することとしている。

また、場外離着陸場等については、場外離着陸場^Ⅲ48 箇所、緊急離着陸場^Ⅳ125 箇所をそれぞれ確保している。

^Ⅲ 航空機の離発着において空港等以外の場所で国土交通大臣の許可を受けた場所（航空法第 79 条）

^Ⅳ 事故や災害時等に捜索または救助を任務とする航空機の離発着場所としてあらかじめ安全性等が確認できている場所（航空法第 81 条の 2）

【施設概要】 消防防災航空基地

所在地 甲斐市宇津谷 445 番地 1 日本航空学園双葉滑空場内

建 物 鉄骨 3 階建て (延床面積 1,387 m²)

1 F 格納庫、倉庫 2 F 事務室、応接室 3 F 会議室他

ヘリポート 全体面積 約 6,000 m²

着陸帯 長さ 25m×幅 20m

駐機場所 約 1,200 m² (中型 1 機、小型 1 機)

燃料タンク 15 キロリットル



ヘリポート



格納庫

【応援ヘリコプター駐留地に関する協定】

日本航空学園と県は、「災害時における支援協力に関する協定」を締結
(協力要請内容)

- ・救助・救援ヘリコプターの受入・活動拠点としての施設等の使用
- ・救援物資等の集積・保管場所としての施設等の使用
- ・応急対策を迅速に行うための施設等の使用 等

※平成 26 年 2 月の豪雪時に、自衛隊 CH-47 や国土交通省、民間ヘリコプターの受け入れを実施。協定締結 (平成 26 年 12 月 26 日) 後は実績なし。

図表 13 消防本部・市町村別 場外・緊急離着陸場一覧

消防本部	市町村	場外離着陸場	緊急離着陸場
甲府	甲府市	1 小瀬スポーツ公園補助競技場 2 甲府市荒川河川敷緑地公園 (飯豊橋下流左岸) 3 山梨県庁防災新館	1 曾根丘陵公園芝生広場 2 市立甲府病院 3 甲府市荒川河川敷(音羽橋下流右岸) 4 甲府市緑が丘スポーツ公園陸上競技場
	甲斐市 (旧双葉 以外)	1 赤坂台総合公園 2 島上条公園 3 敷島総合運動公園	
	中央市	1 山梨県消防学校グラウンド 2 山梨中央ロジパーク	1 山梨大学医学部ヘリポート 2 山梨大学医学部キャンパスグラウンド
	昭和町		1 昭和町立押原中学校グラウンド
都留	都留市	1 都留市総合運動公園(楽山球場) 2 都留市総合運動公園(やまびこ競技場)	1 都留市戸沢の森和みの里芝生施設 (ゆうゆう広場) 2 中津森ヘリポート 3 大月都留広域事務組合(地区公園)
	道志村		1 道志村林間広場 2 道志村立中学校グラウンド 3 道志村大室指ヘリポート
富士五湖	富士吉田市	1 鐘山スポーツ公園総合グラウンド 2 富士吉田市立病院	1 富士北麓公園球技場 2 富士北麓公園駐車場 3 諏訪の森自然公園 4 県立富士駐車場 5 コニファーフォレスト
	西桂町	1 西桂中学校	1 西桂町民グラウンド
	忍野村	1 忍野中学校グラウンド 2 忍野村中央場外離着陸場	1 忍野村陸上自衛隊北富士駐屯地 2 忍野小学校グラウンド
	山中湖村	1 山中湖交流プラザきらら	
	鳴沢村		1 ふじてんリゾート駐車場 2 富士レイクサイドカントリー倶楽部練習場 3 鳴沢活き活き広場 4 鳴沢村スポーツ広場
	富士河口湖町	1 河口湖小海浜公園	1 富士豊茂小学校グラウンド 2 精進小学校グラウンド 3 河口湖総合公園 4 河口湖町民グラウンド 5 河口湖八木崎公園 6 河口湖美術館芝生広場 7 本栖湖青年スポーツセンターグラウンド
大月	大月市	1 初狩小学校グラウンド	1 まるたの森クリーンセンター 2 旧初狩小学校グラウンド

			<ul style="list-style-type: none"> 3 大月チェーン脱着所 4 旧大月西小学校グラウンド 5 自然学園高等学校グラウンド 6 笹子河川公園 7 旧富浜中学校グラウンド 8 鳥沢小学校グラウンド 9 大月東小学校グラウンド 10 大月東中学校グラウンド 11 猿橋小学校グラウンド 12 猿橋中学校グラウンド 13 大月市営総合グラウンド陸上競技場
	小菅村	1 小菅村場外離着陸場	<ul style="list-style-type: none"> 1 浅間仙元神社 2 小菅村第2スポーツ広場
	丹波山村		<ul style="list-style-type: none"> 1 観光レクリエーション広場 2 丹波山村場外離着陸場
峡北	韮崎市	<ul style="list-style-type: none"> 1 韮崎市宮御勅使サッカー場 2 釜無川河川敷緑地 3 山梨県消防防災航空隊清哲訓練場 4 韮崎中央公園陸上競技場 	
	北杜市	<ul style="list-style-type: none"> 1 明野中学校グラウンド 2 塩川ダム原石広場 3 旧峡北高校グラウンド 4 北杜市高根総合グラウンド 5 サンメドウズ清里スキー場第3駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> 1 大武川河川公園フレンドパークむかわ 2 武川中学校グラウンド 3 須玉中学校グラウンド 4 のろしの里ふるさと公園駐車場 5 旧江草小学校グラウンド 6 みずがき湖ビジターセンター 7 みずがき山リーゼンヒュッテ 8 増富中学校跡地グラウンド 9 みずがき山自然公園 10 北杜市長坂総合スポーツ公園野球場 11 北杜市長坂総合スポーツ公園第2駐車場 12 北杜市白州総合運動場 13 北杜市高根総合グラウンド(駐車場) 14 北杜市大泉スポーツ広場 15 サンメドウズ清里スキー場(研修センター駐車場) 16 小淵沢総合スポーツセンター 17 公益財団法人キープ協会清泉寮
	甲斐市 (旧双葉)	1 日本航空学園双葉滑空場	1 双葉スポーツ公園グラウンド
笛吹	笛吹市	1 芦川第1場外離着陸場	<ul style="list-style-type: none"> 1 笛吹市芦川スポーツ広場 2 芦川場外離着陸場 3 甲府・峡東クリーンセンター多目的広場 4 境川小学校グラウンド 5 笛吹市境川スポーツセンターグラウンド 6 笛吹市八代ふるさと公園

			<ul style="list-style-type: none"> 7 八代小学校グラウンド 8 笛吹市清流公園 9 ウインズ石和場外馬券場駐車場 10 金川の森・治水広場 11 笛吹市春日居スポーツ広場
峡南	市川三郷町	<ul style="list-style-type: none"> 1 富士川防災公園ヘリポート 	<ul style="list-style-type: none"> 1 富士見スポーツ公園野球場 2 農村広場 3 市川公園グラウンド 4 市川三郷町民グラウンド 5 歌舞伎文化公園ふれあい広場
	早川町		<ul style="list-style-type: none"> 1 ヴィラ雨畑グラウンド 2 早川町役場緊急離着陸スペース 3 早川河川敷 4 早川町民スポーツ広場 5 ヘルシー美里グラウンド 6 湯島の湯グラウンド 7 奈良田スポーツ広場
	身延町	<ul style="list-style-type: none"> 1 身延町総合文化会館芝生広場 2 八木沢グラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> 1 身延町寺平広場 2 富士川クラフトパーク・イベント広場 3 富士川クラフトパーク駐車場 4 峡南地方勤労青年センター 5 下部地区町民運動場 6 古関ヘリポート
	南部町	<ul style="list-style-type: none"> 1 富沢野球場 2 福土場外離着陸場 3 上佐野場外離着陸場 	<ul style="list-style-type: none"> 1 陵草スポーツ広場 2 徳間スポーツ広場 3 アルカディア南部総合公園
	富士川町	<ul style="list-style-type: none"> 1 殿原スポーツ公園球技場 2 富士川増穂地区河川防災ステーション 3 平林ヘリポート 	<ul style="list-style-type: none"> 1 十谷ヘリポート 2 町民ふれあいスポーツ広場 3 小室ヘリポート
東山梨	山梨市	<ul style="list-style-type: none"> 1 広瀬ダム公園 	<ul style="list-style-type: none"> 1 重川河川敷ヘリポート 2 山梨市民総合体育館駐車場 3 笛吹川フルーツ公園森の広場駐車場 4 笛川中学校グラウンド 5 笛川小学校柳平分校グラウンド 6 広瀬ダムグラウンド
	甲州市	<ul style="list-style-type: none"> 1 藤木スポーツ広場第一グラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> 1 大和スポーツ公園 2 勝沼中央公園グラウンド 3 熊野橋河川敷ヘリポート 4 東山梨消防本部訓練場 5 上日川ダム 6 萩原山ヘリポート
上野原	上野原市	<ul style="list-style-type: none"> 1 秋山ヘリポート 2 新田近隣公園レクリエーション広場 3 上野原中学校グラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> 1 秋山観光スポーツ広場 2 メイプルポイントゴルフクラブ管理棟ナセリ 3 新田近隣公園スポーツ広場

			4 沢松防災広場 5 談合坂サービスエリア 6 ヒロ牧場
南 アル プ ス	南アルプ ス市	1 甲西市民総合グラウンド 2 西地区多目的活性広場 3 櫛形総合公園陸上競技場	1 櫛形総合公園芝生広場 2 櫛形総合公園西側ゾーン 3 遊・湯ふれあい公園芝生広場 4 芦安市営広場 5 白根中央公園ホッケー場
県内合計		47 箇所	125 箇所

県 外	奥多摩町	1 雲取山ヘリポート（東京都奥多摩町）	
--------	------	---------------------	--

計 48 箇所

令和4年9月1日現在

(5) 救助要員集結・派遣機能

平成14年時点では、拠点がなく、旧構想において、都市公園等の既存施設を活用しながら整備に向けた検討を進めること、災害対策本部等との通信手段の確保について検討することとされた。

現状では、都市公園等11箇所を拠点に位置付け、各施設の施設管理者において、園路の拡幅・段差解消等の整備や非常用電源の設置など部隊受け入れに当たっての整備が行われてきた。

図表 14 救助要員集結・派遣機能の拠点一覧

地域	施設名称	所在地	管理者
中北	小瀬スポーツ公園	甲府市	県
中北	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・甲府市
中北	曾根丘陵公園	甲府市	県
中北	韮崎中央公園	韮崎市	韮崎市
中北	櫛形総合公園	南アルプス市	南アルプス市
中北	防災安全センター	中央市	県
峡東	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県
峡南	富士川クラフトパーク	身延町	県
峡南	道の駅富士川	富士川町	国・富士川町
富東	富士北麓公園	富士吉田市	県
富東	桂川ウェルネスパーク	大月市	県

(6) 訓練研修機能

平成14年時点では、旧消防学校が拠点であったが、当該施設は国基準の未充足や女性消防職員・団員に対応した設備がないこと、救急体制の高度化・消防活動の多様化に対応した施設・設備でないこと等が指摘されていた。

このため、旧構想では、国の基準を満たし、高度化する災害救助活動に対応でき、女性職員の入校にも対応し得る施設整備や教育訓練内容の充実を図ることとされた。その上で、消防学校の整備を防災拠点整備における緊急課題と位置づけ、整備に当たっては現有施設も含め県有財産(土地・施設)の有効利用を検討することとされた。

現状では、平成27年に旧消防学校と同じ場所に消防学校が新築整備され、上記の課題が解消された。

また、訓練研修内容については、災害態様の複雑多様化や救急体制の高度化等に伴う消防業務の変化を踏まえ、適宜見直すこととしている。

【施設概要】 山梨県消防学校
所在地 中央市今福 1029-1
完成 平成 26 年 11 月 21 日
(平成 27 年 4 月供用開始)



外観

延床面積 9,034.04 m²
建物の構造 (教育管理棟) 鉄筋コンクリート造 地上 2 階
(宿 泊 棟) 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 他
〔教育管理棟〕大教室 (定員 150 名)、普通教室 2 (定員 60 名・40 名)、理化学
実験室、救急実習室等
〔宿泊棟〕寮室 (定員 60 名=4 名×15 部屋)、図書室、トレーニング室、食堂 等
〔屋内訓練場〕縦 80m×横 20m×高さ 15.2m
〔総合訓練棟〕山岳救助訓練施設、燃焼実験室、迷路訓練室等
〔救助訓練棟〕A 棟 20m B 棟 10.5m C 棟 10.5m
〔水難救助訓練施設〕起流発生装置付き 25m プール、潜水プール (深水 8m)

【教育訓練の実施内容】

- ・消防職員教育：初任総合、専科、幹部 等
- ・消防団員教育：基礎、専科、幹部 等
- ・自主防災組織等への防災教育

(7) 普及啓発機能

平成14年時点も、現在と変わらず防災安全センターが拠点となっていた。旧構想においては、各地域の自主防災組織をはじめ、ボランティアや子どもなど幅広い住民への防災知識・技能の普及のため、防災安全センターの機能強化を図ること、新しい防災指導車等を活用し施設外における普及啓発を積極的に行うこと等が示された。

現状では、地震体験コーナーや防災体験学習コーナーの整備、地震体験車の導入、出張形式の普及啓発などが行われ、一定の機能強化がされてきた。

【施設概要】 山梨県立防災安全センター

所在地 中央市今福 991 番地

設置年月日 昭和 57 年 4 月 1 日

敷地面積 6,179.16 m²

建築延面積 1,030.76 m²

建物の構造 耐震性鉄筋コンクリート造、平屋建て

施設・設備 事務室、相談室、訓練実習室、視聴覚室、展示・体験フロア、地震体験車、煙体験ハウス、車庫・備蓄庫、機械室、自家発電機、蓄電池設備



外観



地震体験コーナー



亀裂断層発生システム



防災関連品の展示

	地震	風水害	火山	その他
主な展示物	<ul style="list-style-type: none"> ・地震体験車 ・地震体験コーナー ・耐震木造家屋建築模型 ・亀裂断層発生システム ・地震のメカニズム（模型） ・パネル展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火体験コーナー ・119番通報、災害用伝言ダイヤル171体験コーナー ・防災関連品の展示 ・視聴覚教室

第4章 防災拠点を取り巻く環境の変化

旧構想策定からこれまでの間、防災拠点を取り巻く環境は刻々と変化してきた。本章では、その主要要素について記載する。

1. 道路ネットワークの充実

災害応急対策を実施するに当たり、拠点間を結び人や物資の輸送に重要な役割を果たすのが緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークであるが、平成14年以降も、高速道路や自動車専用道路（高規格道路）の整備が進み、県内の道路ネットワークの充実が図られてきた。

平成21年3月には、新山梨環状道路の南アルプスIC～西下条ランプ間（南部区間）が開通し、令和4年11月には東部区間の一部（西下条～落合西IC）が開通した。残る東部区間の整備も進められているとともに、北部区間については一部整備に着手していることから、今後のさらなる充実が期待される。

また、平成30年3月には西関東連絡道路（甲府山梨道路）の甲府市桜井町～山梨市東間の全線が開通し、令和3年8月には、中部横断自動車道の双葉JCT～新清水JCT間の全線が開通した。

図表 15 道路の整備状況

平成14年	令和4年
<ul style="list-style-type: none">・中央自動車道・東富士五湖道路	<ul style="list-style-type: none">・中央自動車道・東富士五湖道路・中部横断自動車道・西関東連絡道路・新山梨環状道路
	<ul style="list-style-type: none">R3.8双葉JCT～新清水JCT全線開通H30.3甲府市桜井町～山梨市東全線開通H21.3南アルプスIC～西下条ランプ開通R4.11西下条～落合西IC開通

図表 16 山梨県の広域道路ネットワーク図



これらの整備状況を踏まえると、災害時において、一部の防災拠点施設が被災してその機能を発揮できない場合でも、使用可能な他の施設を代替拠点とし、道路ネットワークを活用することで、被災施設を補完することが可能となった。

2. 県内外で発生した災害から得られた教訓を踏まえた防災体制の強化

これまで発生した災害への対応から得られた教訓から法整備や制度の見直しが行われ、県においても各種取り組みを実施し、防災体制の強化が図られてきた。

例えば、平成23年に発生した東日本大震災後、国において災害対策基本法が改正され、国による物資の供給（プッシュ型支援）の仕組みが設けられた（なお、プッシュ型支援については、平成28年の熊本地震において初めて実施された。）。

本県においても大きな被害が生じた平成26年2月の豪雪では、関係機関間の情報共有の不備が指摘され、これを踏まえ、県は総合防災情報システムを導入した（平成29年3月）。また、この際、航空基地において、応援ヘリコプターの受け入れを実施した実績から、日本航空学園と県は、災害時に救助・救援ヘリコプターの受け入れや活動拠点としての施設等の使用を定めた「災害時における支援協力に関する協定」を締結した（平成26年12月）。

熊本地震では、物資集積拠点とされていた施設が被災し、代替施設の迅速な確保に苦慮したことや拠点施設が特定の地域に集中していたことが課題とされた。これを踏まえ、本県でも、民間事業者との協定を新たに結び、富士・東部地域においても物資の輸送中継に係る拠点を確保した。

令和元年の台風第15号・19号では、千葉県を中心に長期間にわたる大規模な停電が発生したことや本県インフラ施設の被災により東京方面との交通が途絶したことなどを踏まえ、電力供給強靱化（樹木伐採等の事前対策、停電の早期復旧体制整備等）や交通強靱化（ネットワーク整備、老朽化対策等）の取り組みが行われている。

3. 本県防災拠点が抱える災害リスク

旧構想策定後、「洪水浸水想定区域の指定（平成14年～）」、「富士山火山ハザードマップの作成（平成16年）・改定（令和3年）」、「地震被害想定調査の実施（平成8年、17年、令和5年）」が行われ、それらによると、防災拠点の多くに浸水や液状化、富士山噴火による降灰等の災害リスクがあることが明らかとなった。

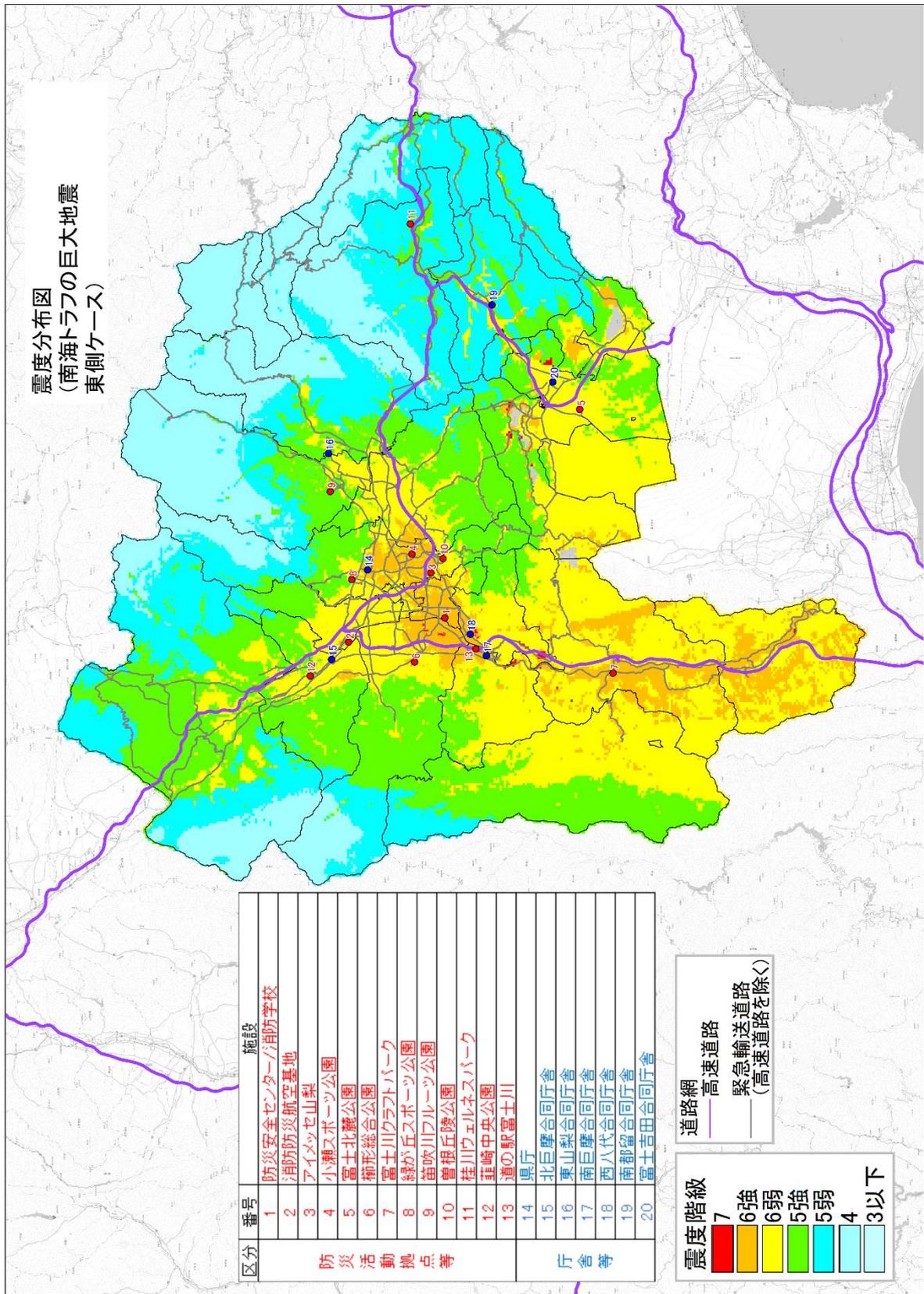
本県で想定される災害に関する各拠点のリスクは次表のとおりである。

図表 17 防災拠点の災害リスク

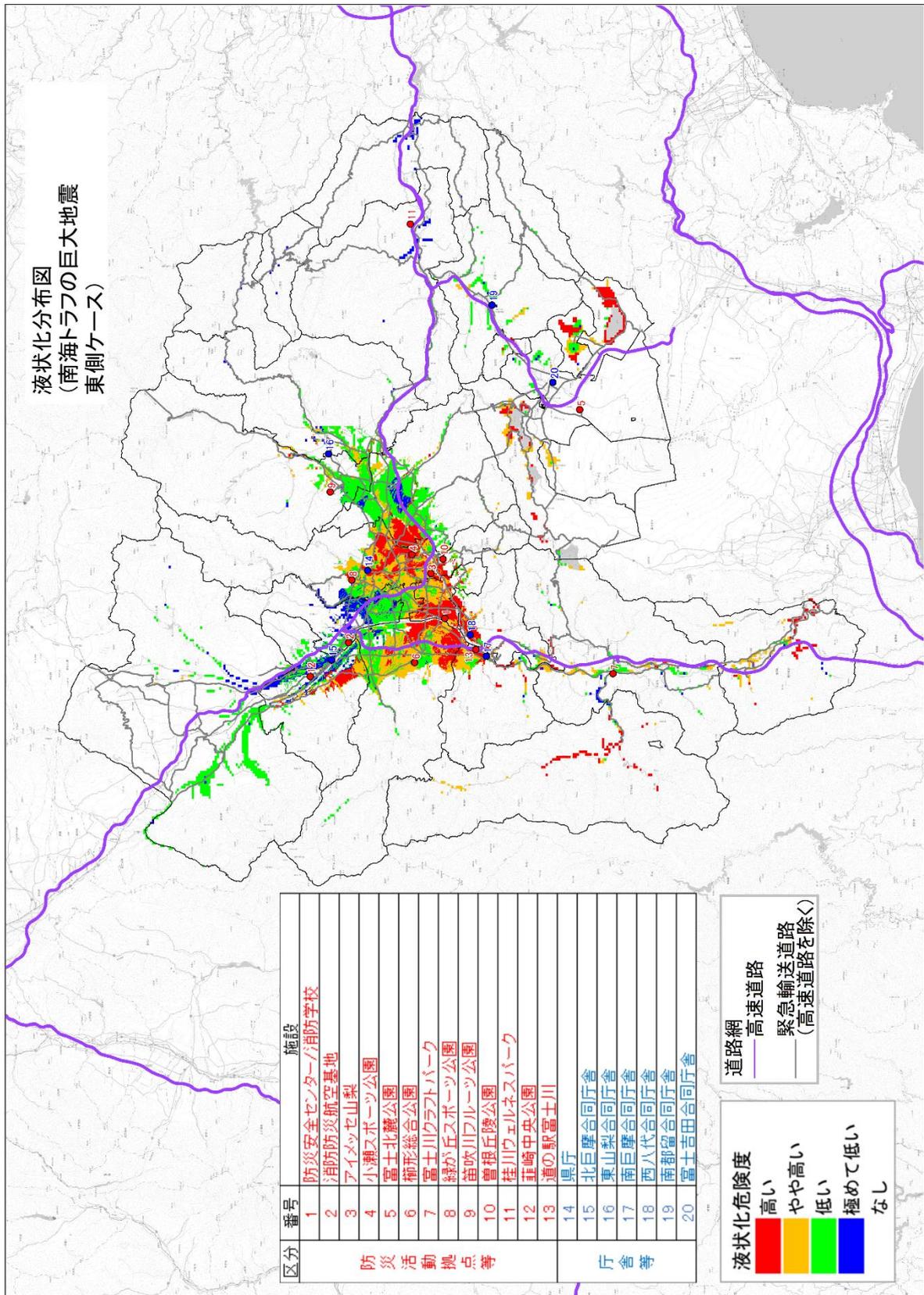
地域	施設名称	所在地	災害リスク						
			南海トラフ地震		曾根丘陵断層帯		最大浸水（継続時間）	土砂災害	富士山噴火
			震度	液状化危険度	震度	液状化危険度			
（総合監視機能）									
中北	県庁（防災新館）	甲府市	6強	極めて低い	7	極めて低い	－	－	降灰
（物資備蓄機能）									
中北	北巨摩合同庁舎	斐崎市	6弱	低い	5強	低い	0.5～3m(12時間～1日未満)	－	降灰
中北	県庁（防災新館）（再掲）	甲府市	6強	極めて低い	7	極めて低い	－	－	降灰
中北	防災安全センター	中央市	6強	高い	7	高い	3～5m(12時間～1日未満)	－	降灰
峡東	東山梨合同庁舎	甲州市	5強	なし	6弱	なし	－	－	降灰
峡南	南巨摩合同庁舎	富士川町	6強	高い	6強	高い	5～10m(1～3日未満)	－	降灰
富東	南都留合同庁舎	都留市	6弱	なし	6弱	なし	－	－	降灰
（輸送中継機能）									
中北	アイメツ山梨	甲府市	6強	やや高い	7	やや高い	3～5m(1～3日未満)	－	降灰
（航空基地機能）									
中北	消防防災航空基地	甲斐市	6弱	低い	5強	低い	3～5m（1～3日未満）	－	降灰
（応援部隊等活動拠点機能）									
中北	小瀬スポーツ公園	甲府市	6強	高い	7	高い	3～5m（12時間～1日未満）	－	降灰
中北	緑が丘スポーツ公園 【市管理分あり】	甲府市	6弱	やや高い	6弱	低い	0.5m未満（12時間未満）	－	降灰
中北	曾根丘陵公園	甲府市	6弱	なし	6強	なし	※周辺5～10m (3日～1週間未満)	土石流警戒 区域あり	降灰
中北	斐崎中央公園【市管理】	斐崎市	6弱	なし	5強	なし	－	－	降灰
中北	楡形総合公園【市管理】	南アルプス市	6弱	低い	6弱	低い	0.5～3m（12時間未満）	－	降灰
中北	防災安全センター（再掲）	中央市	6強	高い	7	高い	3～5m（12時間～1日未満）	－	降灰
峡東	笛吹川フルーツ公園	山梨市	5強	なし	5強	なし	－	－	降灰
峡南	富士川クラフトパーク	身延町	6強	なし	5強	なし	－	土石流警戒 区域あり	降灰
峡南	道の駅富士川	富士川町	6強	やや高い	6強	やや高い	※周辺5～10m (3日～1週間未満)	－	降灰
富東	富士北麓公園	富士吉田市	6弱	なし	6弱	なし	－	－	火砕流、大きな 噴石、溶岩流、 降灰等
富東	桂川ウェルネスパーク	大月市	5強	なし	5強	なし	－	－	降灰
（訓練研修機能）									
中北	消防学校	中央市	6強	高い	7	高い	3～5m(12時間～1日未満)	－	降灰
（普及啓発機能）									
中北	防災安全センター（再掲）	中央市	6強	高い	7	高い	3～5m(12時間～1日未満)	－	降灰

地震については、山梨県地震被害想定調査（令和5年5月）の結果を基に、本県に影響が大きいと考えられる2つの地震について記載する。南海トラフ地震（東側ケース）では、各拠点所在地において、震度5強～6強の揺れが想定され、液状化は、甲府盆地に危険度の高い場所が分布しており、危険度が高いまたはやや高いとされる場所にある拠点がある。曾根丘陵断層帯では、各拠点の所在地において、震度5強～7の揺れが想定され、液状化は、南海トラフ地震同様、甲府盆地において危険度が高いまたはやや高いとされる拠点がある。

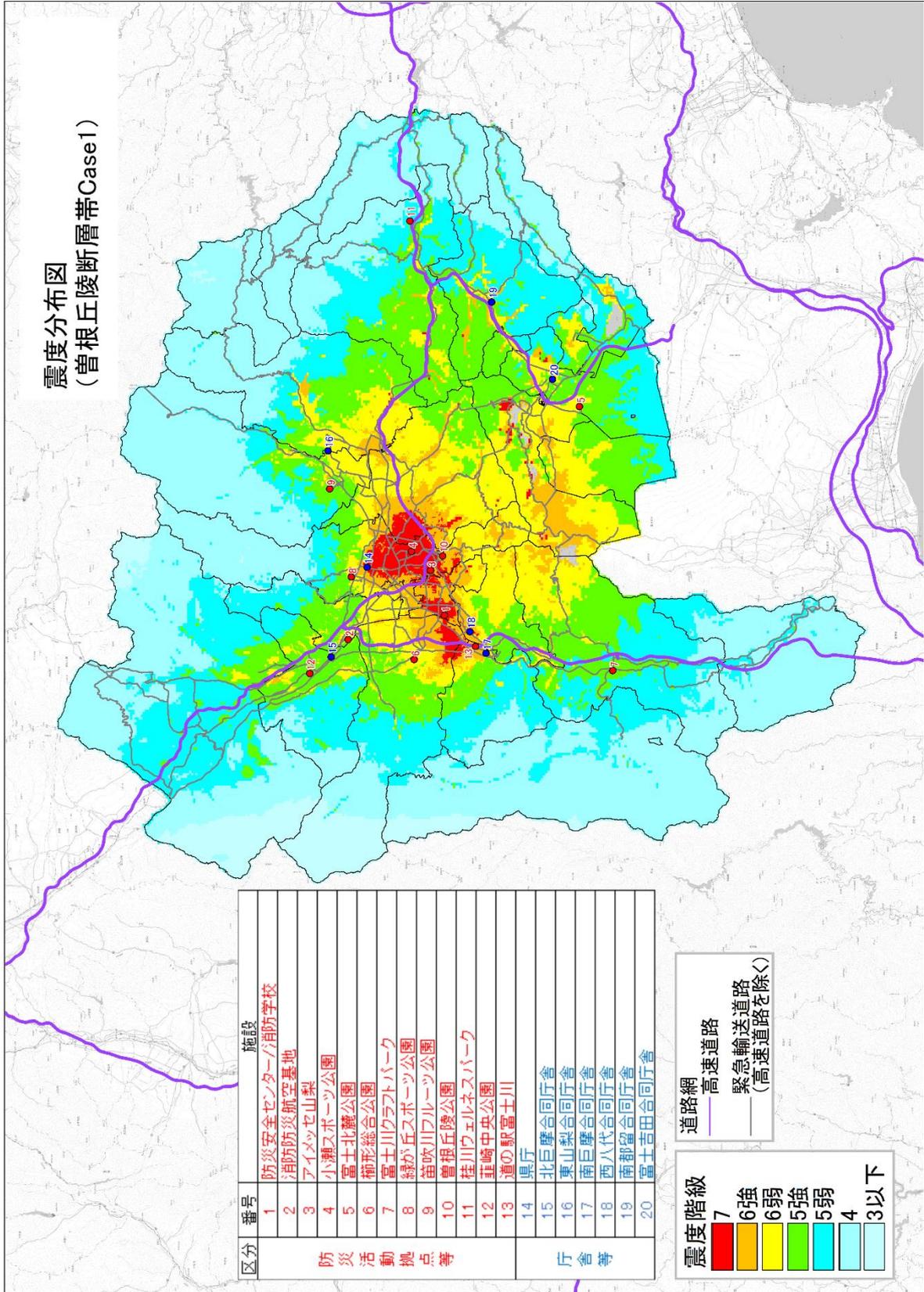
図表 18 震度分布図（南海トラフ地震東側ケース）



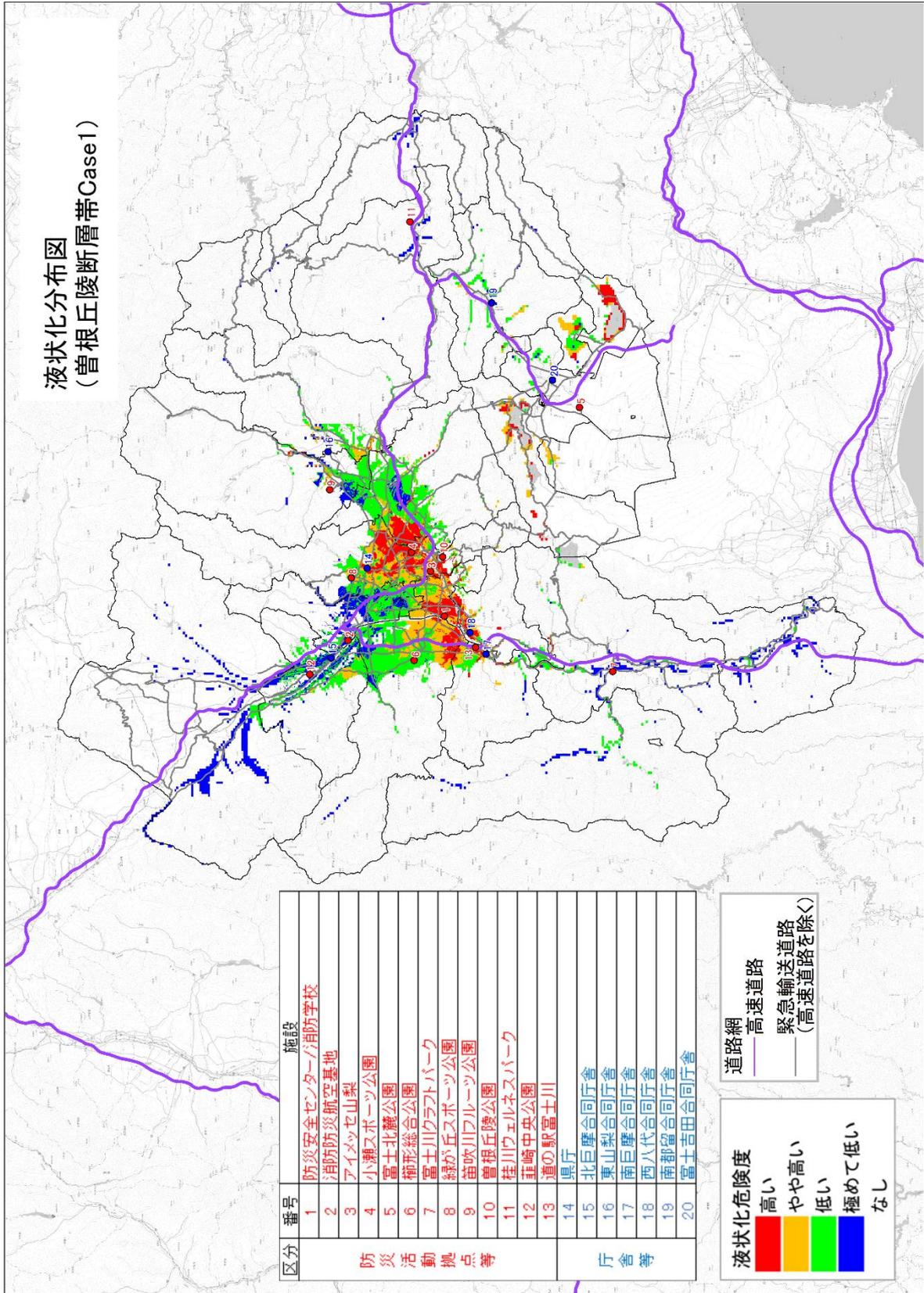
図表 19 液状化分布図 (南海トラフ地震東側ケース)



図表 20 震度分布図 (曾根丘陵断層帯)



図表 21 液状化分布図 (曽根丘陵断層帯)



なお、県管理の施設は、旧耐震基準^V（1981年6月以前）で建てられた建物についても、新耐震基準^{VI}に準じた強度となるよう耐震改修が行われてきた。

さらに、本庁舎や合同庁舎等については、整備や耐震改修に当たって、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき、建築基準法の1.25倍（Ⅱ類：本庁舎、合同庁舎）～1.5倍（Ⅰ類：災害対策本部施設である防災新館）程度の割り増しを行い、必要な耐力を確保した設計を行っている。

図表 22 「官庁施設の総合耐震計画基準」における分類

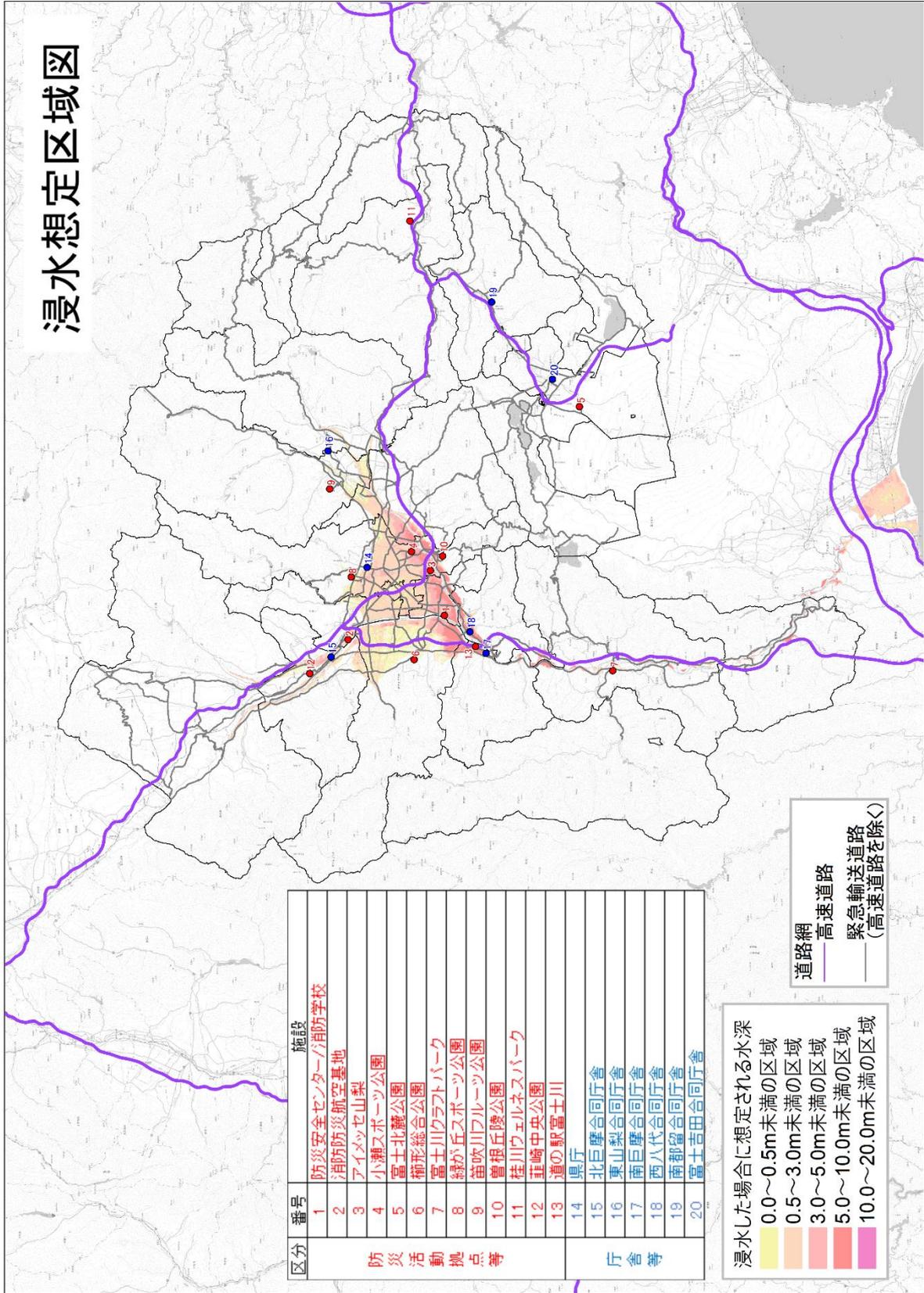
I類：大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている（1.5倍）
Ⅱ類：大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている（1.25倍）
Ⅲ類：大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている（1.0倍）

浸水については、現時点で公表されている洪水浸水想定区域（想定最大規模）によると、甲府盆地南部に位置する拠点において、浸水深が高いと想定されている。

^V 中規模地震で変形・倒壊しない。

^{VI} 中規模地震（震度5強程度）に対して損傷せず、大規模地震（震度6強～7程度）に対して倒壊・崩壊しない。

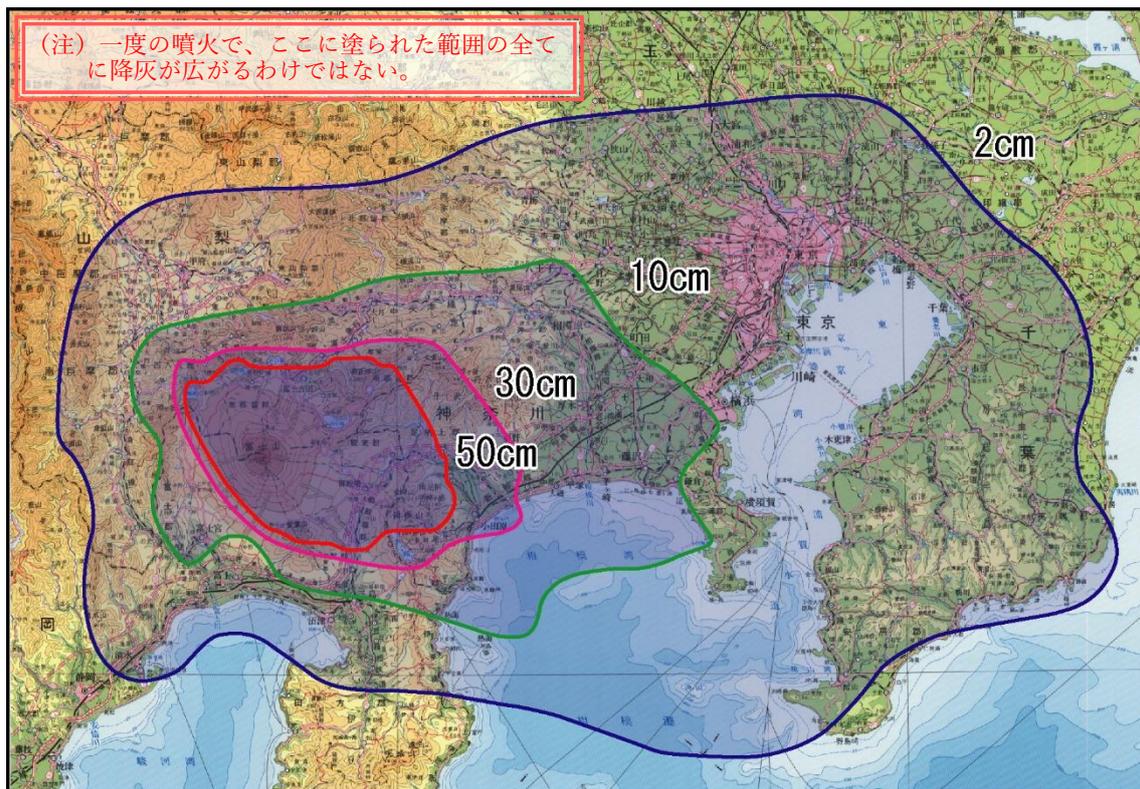
図表 23 浸水想定区域図 (想定最大規模)



土砂災害については、曾根丘陵公園と富士川クラフトパークの一部区域において、土石流警戒区域がある。

富士山噴火については、富士北麓公園が、火砕流・大きな噴石・溶岩流・融雪型火山泥流・降灰後土石流の到達可能性がある範囲に含まれる。また、ほとんどの拠点において、降灰の可能性はある。

図表 24 降灰の可能性マップ



「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書」（令和3年3月）より抜粋

第5章 防災拠点に望まれる機能と現状の課題、機能強化に向けた整備の方向性

これまで記載したように、旧構想策定後、様々な整備・取り組みが行われてきたが、既存の拠点には、機能強化のため解消すべき課題もある。

本章では、防災拠点に望まれる機能と現状の課題を機能ごとに整理し、これを踏まえた防災拠点整備の基本的考え方、整備の方向性について記載する。

1. 防災拠点に望まれる機能

防災拠点に望まれる機能として、旧構想では、①「総合監理機能」、②「物資備蓄機能」、③「輸送中継機能」、④「航空基地機能」、⑤「救助要員集結・派遣機能」、⑥「訓練研修機能」、⑦「普及啓発機能」の7つが示された。

これら7つの機能について、現状を踏まえて再整理すると次表のとおりである。

なお、旧構想における「救助要員集結・派遣機能」について、国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）など応急対策を行う関係機関の拠点となることも想定され、拠点を使用すると考えられる主体は、必ずしも救助要員に限らないことから、「応援部隊等活動拠点機能」と称することとする。

図表 25 防災拠点に必要な機能

機能	内容
総合監理	情報収集・共有・伝達、国・市町村・関係機関との連絡調整、災害応急対策の立案・指揮等を行う本部機能
物資備蓄	県が備蓄する応急対策用資機材等を保管する機能 ※食料や水、生活必需品については、住民自ら備蓄することを啓発しているが、県や市町村においても国からのプッシュ型支援までの間の備蓄の確保に努めている（県は流通備蓄）
輸送中継	国のプッシュ型支援物資や協定による流通備蓄等の物資を受入・集積し、これを仕分け、被災地（市町村物資拠点）への輸送を行う機能
航空基地	被災者の捜索・救助や搬送、物資輸送、情報収集等を担う県消防防災ヘリコプター「あかふじ」の基地と他機関等からの応援ヘリコプターの活動拠点・駐留地となる機能

応援部隊等 活動拠点	広域応援等により各地から進出する警察、消防、自衛隊等の実動部隊の車両・人員を受け入れる一時集結またはベースキャンプ機能 ※小瀬スポーツ公園には、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）を併設
訓練研修	消防職員・消防団員等に対し、基礎的・専門的な教育研修を行う機能
普及啓発	県民等に対し、防災知識習得のための体験学習や座学、普及啓発活動を行う機能

2. 現状の防災拠点の課題

(1) 総合監理機能

現有施設（防災新館）は、災害リスクが少ない場所に立地していることや、平成25年に新築整備を行っていることから、基本的には現有施設の維持で問題ないものと考えられる。

しかしながら、災害応急対策の司令塔機能を果たすための機能強化として、総合監理機能を担う防災新館と活動拠点との間、または活動拠点間の円滑な情報共有体制の構築が必要と考えられる。現状では、防災行政無線による通話・FAXが整備されているものの、複数人での同時通話やインターネットを利用したWeb会議はできないため、こうした情報共有が可能となるよう、整備を行うことが望ましい。

(2) 物資備蓄機能

県庁舎・合同庁舎及び防災安全センターに応急対策用資機材等の備蓄を行っているが、北巨摩合同庁舎及び南巨摩合同庁舎と防災安全センターには浸水リスク（北巨摩合同庁舎、防災安全センター：0.5～3m、南巨摩合同庁舎：5～10m（いずれも想定最大））があり、災害時における備蓄物資の使用に支障をきたすおそれがある。合同庁舎や防災安全センターでは、主に屋外の倉庫に物資を備蓄しているため、数m規模の浸水があった場合、屋外倉庫に備蓄している物資は、使用できなくなる可能性が高い。合同庁舎では、一部物資を庁舎内の2階以上に保管する対策を取っているが、庁舎周辺が浸水した場合、これらの物資は庁舎からの搬出・輸送が困難になると思われる。さらに、南巨摩合同庁舎と防災安全センターは、液状化危険度の高い場所に立地しており、地震時にも影響を受け

る可能性があることに留意が必要である。

(3) 輸送中継機能

県有施設であるアイメッセ山梨は、3～5 m（想定最大）の浸水や液状化の危険度が高い場所に立地しているリスクがあるが、アイメッセ山梨に加え、民間事業者との協定により複数の拠点（12箇所）を確保し、リスク分散されている。

しかしながら、現状では、峡東地域と峡南地域に拠点がなく、所在地域に偏りがある。大規模災害時において、流通備蓄や国のプッシュ型支援を活用した物資供給を行う場合、それらの集積を行う広域物資拠点（一次中継）や地域での二次中継の施設が必要になることも考えられるため、拠点の地域バランスについて検討する必要がある。

また、第4章1に記載したように、高速道路や自動車専用道路（高規格道路）の整備が進み、県内の道路ネットワークの充実が図られた一方で、新山梨環状道路は、浸水リスクがある区間を通過することから、仮にこの区間が被災した場合、緊急輸送道路としての機能が十分に発揮されず、救援物資の輸送などに影響を及ぼすおそれがある。

(4) 航空基地機能

唯一の拠点である現有施設の一部は、3～5 m（想定最大）の浸水リスクがある場所に立地しており、浸水時には使用困難になるおそれがある。一方で、災害時には、県消防防災ヘリコプターに加え、様々な機関の応援ヘリコプターが被災者の捜索・救助・搬送や物資の輸送、情報収集等の活動を行うことが想定されるため、これらのヘリコプターの駐機や燃料補給を行う拠点が使用できない事態を避けるため、基地の浸水対策が必要である。

また、過去の災害では、燃料備蓄や供給体制が不十分であったことから、活動するヘリコプターに対し、十分に給油ができなかった事例がある。例えば、応援機を含め10機のヘリコプターが2日間活動するためには約45キロリットルの航空燃料が必要と見込まれるが、現有施設の燃料タンクの容量は15キロリットルであり、本県で災害が発生した場合においても、備蓄燃料の不足から活動に支障が生じるおそれがある。

(5) 応援部隊等活動拠点機能

都市公園等を活用し、県内各地域に計 11 箇所の拠点を確保しており、各種整備を行ってきたところであるが、現状でも、非常用電源やトイレ、園内通路の幅員などの整備が不十分な拠点がある。

図表 26 各拠点の主な設備の状況

地域	拠点	所在地	設備		
			非常用電源	防災行政無線	非常用トイレ
中北	小瀬スポーツ公園	甲府市	○	○	○
中北	緑が丘スポーツ公園【県・市管理】	甲府市	○	○	○
中北	曾根丘陵公園	甲府市	—	○	—
中北	韮崎中央公園【市管理】	韮崎市	—	○	—
中北	楡形総合公園【市管理】	南アルプス市	—	○	—
中北	防災安全センター	中央市	○	○	—
峡東	笛吹川フルーツ公園	山梨市	○	○	○
峡南	富士川クラフトパーク	身延町	○	○	—
峡南	道の駅富士川【国・町管理】	富士川町	○	—	○
富東	富士北麓公園	富士吉田市	○	○	—
富東	桂川ウェルネスパーク	大月市	—	○	—

また、現状、拠点は分散配置されているものの、リスクを抱える拠点が多いことや、部隊受け入れ時の選択肢を増やす観点から、拠点として活用できる施設がないか引き続き検討していくことが求められる。

小瀬スポーツ公園は、応援部隊等の活動拠点のみならず、大規模な災害時には、SCU^{VII}として活用されるが、浸水や液状化により機能発揮できないおそれがある。

^{VII} Staging Care Unit (広域搬送拠点臨時医療施設)。大規模災害時、傷病者を被災地外などに搬送するに当たり、症状の安定化を図り搬送を実施するための救護所として都道府県により設置される。

(6) 訓練研修機能

平成 27 年に拠点（消防学校）の新築整備が行われ、機能強化されているが、当該拠点には浸水リスク（0.5～3 m（想定最大））があり、浸水時には一定期間使用が困難になるおそれがある。

また、今後も消防業務の多様化・高度化に対応できるよう、適宜、訓練・研修内容の見直しを行う必要がある。

(7) 普及啓発機能

防災安全センターは、センター開設当時（昭和 57 年）からの展示品も多く、展示の老朽化・陳腐化が指摘されており、来館者数も減少傾向にある。普及啓発・人材育成の観点から、多くの県民が訪れるよう、定期的に展示品を更新し、人々の関心を惹くような内容とする必要がある。

また、現状の展示内容は、地震に関するものが中心となっており、風水害や火山に関するものはパネル展示のみとなっている。近年、全国各地で毎年のように風水害が発生していることや、富士山噴火の可能性のあることを踏まえれば、これらに関する展示を拡充し、広く普及啓発していくことが必要である。地震に関する展示についても、山梨県地震被害想定調査（令和 5 年 5 月）の結果を反映させるなど、最新のデータや対策を踏まえたものに更新していくことが必要である。

3. 今後の防災拠点整備の基本的考え方

防災拠点の多くに浸水や液状化、富士山噴火による降灰等のリスクがある状況である。しかし、県土の大部分を山地が占め、扇状地である甲府盆地に市街地が形成されているなどの本県の地理的特性を踏まえると、すべてのリスクに対応した拠点を整備することは難しい。また、複数の機能を1箇所にとめて整備することは、被災の可能性を考えるとリスクが高い。

したがって、拠点については、いかなる災害時にも拠点機能が的確に果たされるよう、現有施設を最大限活用しつつ、複数箇所の分散配置や、代替施設の確保、機能強化のための整備を行う。

また、災害リスクへの対応として、一部の施設が被災しその機能を発揮できない場合でも、他の施設が十分に補完できるよう、道路ネットワークや情報通信技術、ドローンなどの新しい技術等を活用することで、有機的に連携したバックアップ体制を整える。

整備に当たっては、財政状況や緊急性を考慮しつつ、優先順位をつけながら行うとともに、平時でも利用可能なものとする「フェーズフリー」の考え方も取り入れるなどトータルコストの縮減を追求する。

4. 機能別の整備の方向性

(1) 総合監視機能

災害応急対策を実施する際、司令塔としての機能を発揮できるよう、現有施設（防災新館）を適切に維持していくことが基本となる。

防災新館と活動拠点との間、または活動拠点間の情報共有体制として、IP無線機やタブレットといった可搬性の高い端末の整備を行うことで、複数人での同時通話やWeb会議、現場での各種情報システム等の活用など円滑な情報共有が可能となる。また、被災により商用回線の使用が困難な場合でも、こうした情報共有が行えるよう、防災行政無線（通話・FAXのみ）以外のバックアップ手段についても検討を行っていく。その他、情報共有体制の強化のため、新たな技術を積極的に活用していく。

(2) 物資備蓄機能

今後も、自助の考え方から、必要な物資を住民自ら備蓄することを啓発していく。また、県においても、災害発生時の必要量を検証し、市町村の備蓄を活用しても不足が生じる分を賄うことができるよう、物資の備蓄や民間事業者との協定による生活必需品の流通備蓄を行っていく。

浸水リスクのある備蓄場所については、平時の適切な管理と災害時に迅速な輸送が行えるといった条件を考慮しつつ、備蓄場所等を検討する。

また、備蓄の内容についても、山梨県地震被害想定調査（令和5年5月）の結果や富士山火山避難基本計画等を踏まえつつ、必要な物資が確保できるよう、検討していく（生活必需品等の流通備蓄についても同様）。

(3) 輸送中継機能

アイメッセ山梨や民間事業者との協定による拠点を活用し、国のプッシュ型支援物資や協定による流通備蓄の物資等を受け入れ・集積できる体制を確保する。

現状では、峡東地域・峡南地域には、民間事業者との協定による拠点がないため、これらの地域にも拠点が確保できるよう、新たな協定先の検討を行う。

また、一部の施設が被災しその機能を発揮できない場合でも、道路ネットワークや情報通信技術等を活用することで、他の施設においてその補完するバックアップ体制を確保することを目指す。前述のように、現状の道路ネットワークの中には、被災リスクを抱える箇所・区間がある。

現状、交通強靱化のため、各種整備を行っているところであるが、引き続き、災害時においても、物資の輸送などに支障が出ないように、中長期的には、緊急輸送道路としての機能を確実に発揮できるよう、立体化などの道路構造の検討を行っていく。

(4) 航空基地機能

引き続き現有施設を活用し、県消防防災ヘリコプターの基地機能と応援ヘリコプターの駐留地機能を発揮できるよう、整備の検討を行っていく。

現有施設は浸水リスクを抱えており、浸水により使用困難となるおそれがあるため、現有施設において浸水対策を検討していく。

さらに、唯一の拠点である現有施設が被災した場合でも、他の施設において機能を果たすことができるよう、基地・応援ヘリコプター駐留地のバックアップ体制について検討を行う。

また、応援機も含め、活動するヘリコプターに対し十分に燃料を供給するため、基地において備蓄施設の整備を検討し、燃料の供給体制を確保する。

(5) 応援部隊等活動拠点機能

大規模災害発生時には、広域応援が必要となるため、県外各地から進出する実動部隊を受け入れる体制を確保しておくことが極めて重要である。

このため、現有施設について、各施設管理者において、部隊受け入れに必要な整備（非常用電源、トイレ、園内通路等）が不十分な箇所への対応を実施していく。

現状、11箇所の拠点があるが、さらなるリスク分散や部隊受け入れに当たってのキャパシティの確保のため、新たな拠点の確保についても検討していく。

大規模災害時に SCU としての活用も想定される小瀬スポーツ公園は、浸水や液状化のリスクを抱えているため、拠点が被災し機能発揮できないケースに備え、SCU のバックアップ体制を検討する。

(6) 訓練研修機能

現有施設（消防学校）を適切に維持し、消防職員・消防団員等に対し教育訓練を実施することで、引き続き、人材育成を通じた消防力の強化を図っていく。

訓練研修機能は、平時機能であるものの、現有施設には浸水リスクがあり、浸水するとその後の機能発揮に長期間の影響があることが想定されるため、一定程度の浸水に対応できるような対策を検討する。

教育訓練の実施に当たっては、今後も消防業務の多様化・高度化に対応できるよう、適宜、訓練・研修内容の見直しを行うとともに、他機関・団体と連携した教育訓練の実施についても検討していく。

(7) 普及啓発機能

子どもや高齢者、障害者など幅広い方々が正しく災害に備え、災害発生時には適切な行動がとれるよう、防災知識の普及啓発を実施していく。防災安全センターは、引き続き、その中心的な役割を果たす必要があるが、現状では、展示の老朽化・陳腐化が指摘されていることから、展示について検討していく。

展示については、現状で不足する風水害や火山に関する内容を充実させ、また、既存の地震に関する展示なども、最新のデータや対策を踏まえたものとしていく。展示の更新の際には、例えば、VR や AR といった最新技術を活用した体験型の展示を導入するなど、効果的に普及啓発ができるようなものとなるよう検討を行っていく。

また、展示の内容については、今後も定期的に更新していくこととし、例えば、新興感染症の影響下における災害対策などその時勢に合わせた効果的な普及啓発の方法を追求する。

現有施設は、開館から 40 年余りが経過し、施設自体の老朽化が顕著であることや、アクセスが良いとは言えない立地であることも踏まえ、中長期的には移設の可能性も含め検討していく。

むすびに

南海トラフ地震や富士山噴火の切迫性が指摘され、また、毎年のように全国各地で大規模な水害が発生している今日、災害対応を行うための基盤となる防災拠点は極めて重要となる。

本県は、洪水による浸水や地震による揺れ・液状化、富士山噴火など県全体に様々なリスクがあり、全てのリスクを排除した場所に新たに防災拠点を整備することは現実的ではない。

一方で、道路ネットワークの充実や情報通信技術などの進展は、拠点の相互補完を可能としている。

本構想は、こうした状況を踏まえ、防災拠点の整備の方向性を示すものであり、今後、県はこの構想を念頭に拠点の整備を進めることとする。

また、本構想は、拠点のハード面での整備を示したものであるが、災害時に各拠点が的確に機能を果たすためには、運用体制の構築や訓練の実施などソフト面での取り組みも必要であり、これらについても県は継続して取り組んでいく。

なお、社会情勢は日々変化していることから、防災拠点を取り巻く環境の変化などにより、必要に応じて構想の見直しを行う。